

平成 2 2 年

御嵩町議会第 4 回定例会会議録

平成 22 年 11 月 29 日 開会

平成 22 年 12 月 17 日 閉会

## 平成22年御嵩町議会第4回定例会会議録目次

11月29日（第1号）	ページ
1. 議事日程	3
2. 出席議員	4
3. 欠席議員	4
4. 説明のため出席した者の職・氏名	4
5. 職務のため出席した者の職・氏名	5
6. 開会の宣告	6
7. 会議録署名議員の指名	1 2
8. 会期の決定	1 2
9. 諸般の報告	1 2
10. 議案の上程及び提案理由の説明	1 3
議案第49号～議案第61号 13件	
11. 議案の審議及び採決	2 7
議案第49号	2 7
議案第55号	2 8
議案第56号	2 8
議案第57号	2 9
12. 散会の宣告	2 9
13. 署名	3 1
12月8日（第2号）	
1. 議事日程	3 3
2. 出席議員	3 3
3. 欠席議員	3 3
4. 説明のため出席した者の職・氏名	3 3
5. 職務のため出席した者の職・氏名	3 3
6. 開議の宣告	3 4
7. 会議録署名議員の指名	3 4
8. 一般質問	

3番 早川文人君 .....	3 4
(1) 町長選挙への立候補について	
(2) ボランティア団体への支援について	
7番 岡本隆子君 .....	4 2
(1) 前沢地区に予定されている中間処理施設について	
(2) 地域公共交通について	
2番 安藤博通君 .....	5 6
(1) 放棄農地問題	
(2) 人口と標準財政規模の相関関係	
(3) 21号バイパス開通関連	
1番 伊崎公介君 .....	6 5
(1) 亜炭鉱害対策	
(2) まちづくりの根本は基幹産業による	
9番 佐谷時繁君 .....	7 5
(1) 一括交付金について	
(2) 中学校にブラスバンド部の創設を	
6番 大沢まり子君 .....	8 4
(1) 白血病ウイルス制圧を目指して	
(2) 特別支援教育について	
9. 散会の宣告 .....	9 1
10. 署名 .....	9 2

### 12月17日（第3号）

1. 議事日程 .....	9 3
2. 出席議員 .....	9 3
3. 欠席議員 .....	9 3
4. 説明のため出席した者の職・氏名 .....	9 4
5. 職務のため出席した者の職・氏名 .....	9 4
6. 開議の宣告 .....	9 5
7. 会議録署名議員の指名 .....	9 5
8. 追加議案の上程及び提案理由の説明 .....	9 5

発議第 8 号    1 件	
9. 議案の審議及び採決	9 7
議案第50号	9 7
議案第51号	1 1 0
議案第52号	1 1 1
議案第53号	1 1 1
議案第54号	1 1 2
議案第58号	1 1 3
議案第59号	1 1 4
議案第60号	1 1 4
議案第61号	1 1 5
発議第 8 号	1 1 5
10. 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定	1 1 6
11. 町長あいさつ	1 1 6
12. 閉会の宣告	1 1 7
13. 署名	1 1 8

平成 22 年 11 月 29 日

第 4 回 御嵩町議会定例会会議録（第 1 号）

## 平成22年御嵩町議会第4回定例会会議録

1. 招集年月日 平成22年11月29日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成22年11月29日 午前9時01分 議長宣告
4. 会議に付された件名
  - 議案第49号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
  - 議案第50号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について
  - 議案第51号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
  - 議案第52号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
  - 議案第53号 平成22年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について
  - 議案第54号 平成22年度御嵩町水道事業会計補正予算（第3号）について
  - 議案第55号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第56号 御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第57号 御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第58号 指定管理者の指定について
  - 議案第59号 町道の路線廃止について
  - 議案第60号 町道の路線変更について
  - 議案第61号 町道の路線認定について
  - 発議第8号 亜炭鉱廃坑の対策を求める意見書

## 議事日程第1号

平成22年11月29日（月曜日） 午前9時01分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

（1）会期

（2）会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 5件

（1）国の責任による社会福祉施設の充実を求める意見書提出を求める陳情書

（2）社会福祉施設に係る最低基準の廃止を行わず、抜本的に改善することを求める  
意見書提出を求める陳情書

（3）常任委員会所管事務調査報告書

（4）定例監査実施報告書

（5）現金出納検査結果報告（平成22年8月から9月分）

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 13件

議案第49号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第50号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について

議案第51号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第52号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第53号 平成22年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について

議案第54号 平成22年度御嵩町水道事業会計補正予算（第3号）について

議案第55号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第57号 御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第58号 指定管理者の指定について

議案第59号 町道の路線廃止について

議案第60号 町道の路線変更について

議案第61号 町道の路線認定について

日程第5 議案の審議及び採決 4件

議案第49号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第55号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第56号 御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第57号 御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

出席議員 (11名)

議長 鈴木元八	1番 伊崎公介	2番 安藤博通
3番 早川文人	5番 植松康祐	6番 大沢まり子
7番 岡本隆子	8番 亀井千歳	9番 佐谷時繁
10番 梅原勇	11番 谷口鈴男	

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡辺公夫	副町長 竹内正康
教育長 丹羽一仁	総務部長 山田儀雄
民生部長 瀬瀬久美	建設部長 松岡学一
教育担当参事 渡辺義弘	まちづくり担当参事 堀智考
総務課長 田中康文	企画課長 鍵谷昌孝
まちづくり課長 奥村悟	税務課長 日比野優
住民環境課長 伊佐治徳保	保険長寿課長 山田徹
福祉課長 若尾要司	農林課長 安藤信治
上下水道課長 伊左次一郎	建設課長 吉田隆博



会計管理者 藤木 伸治  
生涯学習課長 玉木 幸治

学校教育課長 田中 秀典

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐久間 英明

議会事務局書記 加藤 暢彦

## 開会の宣告

### 議長（鈴木元八君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しています。よって、平成22年御嵩町議会第4回定例会は成立しましたので、開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりでありますので、よろしく願いをいたします。

それでは、招集者 渡辺町長より、あいさつをお願いします。

渡辺町長。

### 町長（渡辺公夫君）

皆さん、どうもおはようございます。

御苦労さまでございます。それでは、あいさつをさせていただきます。

御嵩町議会第4回定例会開催に当たり、町政をめぐる諸問題についての所見や報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

7月15日に発生した災害は、御嵩町においても甚大な被害を及ぼしました。この災害は7・15災害と呼ばれ、深いつめ跡を残しましたが、その約3ヵ月後の10月20日、顔戸地内でかつて例がないほどの大規模な陥没が発生しました。

御嵩町を襲ったことし二つ目の大きな災害は、亜炭採掘に起因する人災とも言える災害であります。私は、この陥没発生を耳にしたとき、ついにこのときがという感想を持ったと同時に、被災状況の甚大さから、まずは被災者の方の安全確保と今後の生活についてを最優先に考えての行動をとりました。この10・20災害で、幸いけがをされた方はなかったものの、早速対策本部を立ち上げ、5世帯17名の避難指示、4世帯6名の避難勧告を発令すると同時に、空室のあった教員住宅を避難場所として確保いたしました。被災された方々には、改めて心からお見舞いを申し上げます。また、今回迅速に現地視察などの対応をしていただきました古田岐阜県知事を初め、国会議員や県議会議員の皆様方には、心からのお礼を申し上げたいと思います。

このたびの特定鉱害認定に際しては、国や県に特段の迅速な対応をしていただき、被害発生当日の午後には現地確認調査が行われ、翌21日には中部経済産業局から認定の通知がなされました。私は、現行の特定鉱害復旧事業制度は、被災者救済の観点からとても適切であるとは言いがたく、果たして被災者の立場に立った十分な復旧体制を確保できているのかという点において、かねてから

この制度を運用する際の使い勝手の悪さや、基金額の算定の甘さ等に関し、深い懸念を感じておりました。こうした状況を打開するため、今後発生する可能性がある鉱害の復旧等に関し、去る5月に経済産業大臣政務官及び民主党副幹事長に対し、議会とともに要望活動をさせていただいたところであります。

今回の被害を受け、早速10月28日に古田岐阜県知事とともに経済産業大臣と資源エネルギー庁長官に面会し、さらに強力に要望活動を実施しました。ここで要望した内容は、①鉱害発生から復旧開始までの被害者の負担の軽減、②特定鉱害復旧事業制度の柔軟な運用について、③基金原資の確保、④地下充てんなど予防対策の実施の4点などについてであります。この問題について、国が制度を改正・制定すれば、御嵩町だけでなく全国に及ぶため、国の慎重さは以前と変わりませんが、要望活動後のある国会議員からの話によりますと、最近、資源エネルギー庁の中で何らかの具体的な対応の議論がされているように聞いております。これは、今まででは感じられなかった気配であり、大きな山が少しずつ動いている感があります。この被害の発生を契機として、御嵩町におけるこの問題の大きさをさらに強く国に御認識いただくため、継続して要望していく考えであります。

町は亜炭採掘に係る情報については、ハザードマップなどを通じて原則として公開しています。こうして公表することにより、御嵩町に対する風評被害を助長する懸念はありますが、実際に地下に亜炭採掘跡が存在するという現実に対して目をそらさず、この問題について住民の皆さんと危機意識を共有するためであります。

被害発生以来、御嵩町はマスコミに大きく取り上げられ、私や担当者はさまざまな取材を受けました。私はこうした取材を受けるたび、御嵩町の窮状や、復旧における問題点についての話を、一般の視聴者の方だけでなく、その言葉を国に向けても言っているつもりであります。また、テレビを通じて共感していただいた方とともに、大きな声を上げ、その声を国に聞いていただくことにより、少しでも制度の改善に寄与できたらと思っております。

現在は、地盤沈下の状況の安定を待ち、その後の復旧計画を実施するための現地測定の準備をしている段階です。今後は作業を急ぎ、一刻も早く復旧工事を完了し、被災者の方が通常の生活を取り戻せるよう全力を尽くしたいと考えております。

10月12日に、前沢地区における産業廃棄物処理施設設置計画が岐阜県に提出されました。

御嵩町は、かつて大規模な産業廃棄物最終処分場計画問題により町内が大きく混乱しましたが、十数年の長い歳月と関係者の方々の大変な御尽力により、去る7月に、事業者によりすべての許認可申請の取り下げという形で一定の終結を迎えたばかりであります。御嵩町はこうした歴史的経緯により、環境に対する住民意識が格段に高く、さらに環境基本条例や希少野生生物保護条例等を制定しておりますので、産廃施設を計画した事業者が超えるべきハードルが、他の市町村より高い状

況にあることを理解していただかなくてはなりません。

このような状況にある御嵩町で新たな処理施設を計画されたことに関しては、私の感覚では理解しがたいことであり、甚だ疑問を感じております。提出された計画は、前の産廃処分場計画と比較し、規模が小さく、土地の形状変更を伴わず、予定地に町有地は存在しておりませんし、中間処理施設のみで最終処分場の計画がない点などにおいて異なっておりますが、どのような施設であれ、設置について慎重に考えるのは当然であります。

申請計画では、設置される施設の種類の破砕施設ではありますが、ここで注意すべき重要な点は、処理する産業廃棄物が医療系の感染性産業廃棄物であるということであります。この地域において、通常は焼却処分されているものを中間処理し、再利用を可能とするには、病原微生物の拡散防止の観点から、厳しい基準を持ち、さらに稼働する上でもなお一層厳格に運用していく必要性を感じております。

私の責務は、町民の皆さんの安全を守ることです。この種の廃棄物の運搬から処理全般に至るまで必要な資料を集め、技術面や法的な適合性に関し、点検すべき課題の一つ一つについて、私を含めた複数の目で厳しく安全性を確認する必要がある、2次感染のリスクマネジメントの完成度を問うことは当然のことです。さらに、申請業者がなぜこの御嵩町を選択したのかということも確認すべき点の一つです。こうして得られた情報については、原則公開の精神に基づき、可能な限り公表し、必要であれば地元説明会も開催したいと考えております。情報公開については、前回と同じ轍を踏まないようにしなければなりません。

私が、町政に関する重要な判断が必要となる時に意識しなければならないのは、地域住民や約2万人の町民の皆さんが、どのような意見をお持ちなのかということであり、私は神経を研ぎ澄まし、町民の皆さんの声に耳を傾け、さらに議会の皆さんの御意見や、本日開催される環境基本条例に基づく環境審議会の答申をもとに、これからの手続の段階の節目節目で慎重に対応してまいります。

許可の権限は岐阜県にあります。現在は、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例に基づき、県より産業廃棄物処理施設設置についての意見が求められたため、御嵩町として回答すべきはすべて網羅し、11月15日に回答したところであります。この件に関しては、今後も一層県とは綿密な連絡や連携を深めていきますが、許可の判断に当たっては特段に慎重な御判断をお願いするものであります。

いわゆる迷惑施設には、応分の負担という考えがされます。私は、迷惑施設である産廃処理施設については、第2の亜炭鉱害問題と位置づけております。時代背景も、扱うものも全く異質の事業ではありますが、国として、その必要性の高い事業であること、許可権は町にない事業であること、

民間の事業であること、将来にわたり安全性の責任が明確でないことなどほとんどが共通しております。過去、応分の負担以上の責任を果たし、今なお負の遺産に苦しむ町の首長として、事に当たってまいりたいと考えております。

平成22年2月定例会において、議員発議により名鉄広見線存続のための法定協議会設立に関する決議が全員一致で可決されました。法定協議会設立に関しましては、3月に開催された第1回名鉄広見線活性化協議会の中で、私は、3年間の名鉄への運行費支援を無駄にしないためにも、法定協議会設立を視野に入れた活性化計画を推進したいと述べていたところであります。

法定協議会を立ち上げるには、まず地域の住民の足をどのように守っていくのかについて、行政を初め鉄道やバスなどの事業者、利用者である住民が協議の上、地域交通の利便性を考慮した公共交通体系を計画し、それを実施するための具体的な枠組みをつくる必要があります。その上、作成した実施計画を国へ申請し、地域の公共交通の活性化に有効であると認められれば、計画策定や実施する施策に係る費用の一部について支援を受けることが可能となり、これにより地域自治体の負担が軽減される効果があります。法定協議会の設置方法について考えた場合、法律に規定される形態として、この法定協議会を御嵩町単独で設置することは不可能ではないでしょう。しかし、本町の公共交通の根幹である名鉄広見線の運行継続を公共交通計画の大きな柱として考えるならば、利用者をふやすための取り組みについては、当然可児市にも参加していただくことが不可欠であると考えております。沿線の関係自治体と住民が一体となって、利用促進のための計画や具体的利用策を考えた方が、国からの支援や、事業者である名鉄の活性化策への前向きな参加がより期待できると判断いたしました。

こうした考えを持ちつつ、可児市への働きかけのタイミングをはかっていたところでありますが、新市長就任を待ったとの一面もございますが、これを一つの契機ととらえ、11月17日に可児市へ赴き、富田市長に対し法定協議会設立の提案を行ってまいりました。名鉄に運行費支援を行っているこの3年間に、現在活性化協議会で推進している活性化策を含めたより有効な利用促進策を検討し、その実現のために法定協議会の立ち上げについて申し上げた次第であります。富田市長は、犬山、新可児間の問題でもあるとの認識を示され、現在の状況について少なからず危機感を持っておられることや、法定協議会を立ち上げることは大変重い意味があることであり、立ち上げには具体的な利用促進、活性化の方向性のシナリオを持って考える必要があるという趣旨の話があり、慎重ではありますが、前向きにとらえていただいているという印象を受けました。今後も可児市と協議の上、まずは事務レベルで法定協議会設立の実施に向けた方向性を探っていきたいと考えておりますので、議会も、議会レベルでの実現に向けた働きかけをお願いしたいと思います。

10月30日に、国道21号可児御嵩バイパスが開通しました。一般国道21号は、主要幹線道路として

の役割を求められているとともに、御嵩町の市街地中心部を東西に縦貫しており、交通渋滞、歩行者などの安全確保、沿道の環境の改善などが課題となっておりました。このため、地域の交通網強化、道路交通機能の向上と活力ある地域づくりのための社会基盤整備などを図るため、可児御嵩バイパスが計画されました。

この事業は、平成3年度に事業着手され、平成17年3月には愛知万博に合わせた東海環状自動車道東回りルートの開通により、可児御嵩インターチェンジを中心とした主要地方道多治見白川線から県道多治見八百津線までの1.9キロ区間がインターチェンジへのアクセス道路として供用開始され、さらに同年4月には、県道多治見八百津線から可児市中恵土の国道21号合流点までの2.4キロ区間が供用開始されました。最後に古屋敷から井尻までの3.7キロ区間を残すのみとなり、平成15年度に事業着手されたこの区間は、その後の開通までに多少の年月を必要としましたが、10月30日に晴れて一般国道21号可児御嵩バイパスが暫定2車線の全線供用となりました。一部歩道等未完成の部分がありますが、国土交通省多治見砂防国道事務所より年度内完成の確約をいただいておりますので、御報告をさせていただきます。

この供用について、用地買収に応じていただいた皆様、設計協議を熱心に進めていただいた対策委員や自治会の皆様を初め、関係されたすべての方々にお礼の言葉を申し上げます。このバイパス開通により、まちを南北に貫く東海環状自動車道とともに、幹線道路が東西南北に結ばれ、御嵩町第4次総合計画に記された「いきいき十字路タウンみたけ」の形が整ったこととなります。グリーンテクノみたけや、御嵩町内にある観光資源などへのアクセスが飛躍的に向上したことにより、今後はさらなる経済効果があらわれることを期待しております。

今回の定例会で議案として提出いたします案件について、若干述べさせていただきます。

初めに、御嵩町固定資産評価審査委員会委員に関する人事案件であります。

平成19年12月21日から委員を務めていただいていた安藤幸雄さんの任期が、12月20日で3年間の任期満了を迎えるため、新たな委員として三宅直樹さんをお願いしたいと考えております。三宅さんは幅広い見識を持ち、大庭台自治会長を歴任するなど地域での人望が厚く、町政への参画意識も高い方です。このように、御嵩町固定資産評価審査委員会委員として最もふさわしい方であるとの判断から、選任することが最適と考え、同意を求める議案を上程いたしました。

次に、今回提案の一般会計補正予算関連についてであります。

まず、第8号の補正予算であります。

主なものを御説明いたします。

歳入であります。先ほど申し上げた特定鉦害復旧費の負担金として1,920万円、民生費国庫負担金で子ども手当の制度導入や対象者の減を精査したことなどによる減額が4,682万5,000円、林道

災害復旧工事の査定増額による国庫補助金として625万円、7月、7・15災害関連の町債として500万円などを計上し、歳入合計は1,051万9,000円となっております。

次に歳出であります。民生費では子ども手当関連の扶助費の減額が4,232万5,000円、災害復旧費では林道災害復旧工事の査定額増による工事費が1,250万円、特定鉦害復旧事業に伴う設計委託料として1,500万円、被災者の方の移転費や仮住居などの補償費として420万円などを計上し、歳出合計は1,051万9,000円となっております。

なお、補正予算の第2表中で、特定鉦害復旧事業を平成22年度から23年度にかけて実施するための債務負担行為の追加を2億470万円、第3表中で、7・15災害関連の地方債の補正500万円をそれぞれ計上しております。

次に、条例改正3件について御説明いたします。

平成22年度人事院勧告により、職員の月例給及び期末・勤勉手当の引き下げなどの勧告がなされました。当該勧告を受け、国家公務員の例により勧告を実施するために必要な規定を整備するため、御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。さらに、人事院勧告の中の期末・勤勉手当支給率の改定と同内容で、御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例及び御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例を改正するものであります。

次に、御嵩町高齢者いきがい活動支援センターふしみの指定管理者の指定について御説明いたします。

御嵩町では、介護保険制度の対象とならない高齢者の生きがいと社会参加を促進するとともに、閉じこもり防止や身体機能の維持向上、生活支援や介護予防を目的として、高齢者いきがい活動支援センターふしみ、通称あつと訪夢を設置しています。この施設は平成13年度に設置された当初から、地域ボランティア団体訪夢藤の会が町の支援員と連携をとり、各種の支援活動に協力をいただいておりますが、平成20年度からはセンターの運営主体そのものを藤の会にお任せする指定管理者制度を導入し、現在に至っております。

本年度は指定管理期間満了である3年目を迎えており、過去のセンター管理運営による実績をもとに検討しました結果、高齢者福祉事業について十分な知識があり、御嵩町が求める良質かつ適切なサービスの確保と質の高い福祉サービスを継続的、安定的に供給することができ、信頼性と意欲のあるボランティア団体であることから、引き続き訪夢藤の会を選定し、平成23年4月1日から3年間の指定管理者の指定について議決をお願いするものであります。

今回提案いたしますのは、人事案件1件、一般会計補正予算案など予算関係5件、条例関係3件、指定管理者の指定1件、町道の路線廃止1件、路線変更1件、路線認定1件、都合13件であります。後ほど担当者から詳しく説明申し上げますので、よろしく御審議のほどお願いいたしまして、私の

あいさつとさせていただきます。長時間にわたり、御清聴ありがとうございました。

**議長（鈴木元八君）**

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

---

### 会議録署名議員の指名

**議長（鈴木元八君）**

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 早川文人君、5番 植松康祐君の2名を指名します。

---

### 会期の決定

**議長（鈴木元八君）**

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る11月25日の議会運営委員会において、本日より12月17日までの19日間と決めさせていただきました。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日より17日までの19日間とすることに決定しました。

なお、会期中の議案の審議等の日程は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

なお、議長からつけ加えですが、この会期中に全員協議会等を緊急に開くような場合が生ずるかもわかりません。したがって、議員の皆さん方には連絡があり次第、また参集していただきますので、よろしく心得ておいてください。

---

### 諸般の報告

**議長（鈴木元八君）**

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります諸般の報告書つづりをごらんください。

国の責任による社会福祉施設の充実を求める意見書提出を求める陳情書、社会福祉施設に係る最低基準の廃止を行わず抜本的に改善することを求める意見書の提出を求める陳情書、常任委員会所管事務調査報告書、定例監査実施報告書、現金出納検査結果報告書（平成22年8月から9月分ま



で)、以上の5件が議長あてにありました。その写しを配付させていただきましたので、議長報告にかえさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

---

### 議案の上程及び提案理由の説明

#### 議長（鈴木元八君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程しました議案第49号から議案第61号までの13件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件13件を一括議題として、提案理由の説明を求めます。

まず、人事案件を行います。

議案第49号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

竹内副町長。

#### 副町長（竹内正康君）

それでは、議案第49号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて御説明いたします。

議案つづりの1ページ、資料つづりも1ページをお願いいたします。

固定資産の評価審査委員は、固定資産の価格に関して納税義務者から不服申し立てがあった場合、その審査に当たることとなっています。定数は、地方自治法の規定により3名であります。この委員のうち安藤幸雄氏が平成22年12月20日で任期満了となります。その後任といたしまして、議案にあります三宅直樹さん、昭和19年12月18日生まれ、住所は御嵩町中2678番地126、この方を選任いたしましたので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

資料つづりの1ページの履歴書をごらんいただきたいと思います。

年齢は65歳で、現在は会社員をしておられます。自治会の要職も務められ、人格、識見とも固定資産評価審査委員会委員にふさわしい方であると思いますので、お目通しの上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### 議長（鈴木元八君）

それでは続きまして、補正予算関係に入ります。

議案第50号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

田中総務課長。

**総務課長（田中康文君）**

それでは、議案第50号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について御説明いたします。

赤のインデックス、補正予算の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,051万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億1,022万3,000円とするものであります。第2条 債務負担行為の追加につきましては、第2表で説明をいたします。第3条 地方債の変更は、第3表で説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正につきましては、顔戸・比衣地内特定鉦害復旧事業を平成22年度から平成23年度まで実施するため、この事業に係る工事費、補償費等2億470万円の債務負担行為の追加を行うものであります。

7ページをお願いいたします。

第3表 地方債の補正ですが、林道災害復旧工事国庫補助査定額の増加に伴う臨時災害復旧工事費の増額に伴い、災害復旧債の限度額を500万円増額し、3,510万円に変更するものであります。

次に、歳入から主なものを説明いたします。

10ページをお願いいたします。

款12分担金及び負担金、項02負担金の目03災害復旧費負担金1,920万円は、顔戸地内特定鉦害に係る特定鉦害復旧事業費負担金であります。

款14国庫支出金、項01国庫負担金の目01民生費国庫負担金4,682万5,000円の減額は、子ども手当関連の補正であります。制度の改正及び対象者の見込み減による減額補正であります。

項02国庫補助金の目07災害復旧費国庫補助金625万円は、林道災害復旧工事費査定による工事費の増額に伴う国庫補助金の増額であります。

11ページをお願いいたします。

款15県支出金、項01県負担金の目01民生費県負担金10万8,000円は、子ども手当関連の精査に伴う県負担金の増額であります。

項02県補助金の目03衛生費県補助金293万9,000円は、新型インフルエンザワクチン接種事業に係る低所得者等に対する接種費用の助成に係る補助金であります。

項03委託金、目01総務費委託金、節02県税徴収費委託金282万円は、個人県民税徴収取扱費の追加交付に伴う増額であります。

12ページの節05選挙費委託金84万5,000円は、県議会議員選挙費委託金の見込みによる増額であります。

款16財産収入、項01財産運用収入の目01財産貸付収入149万2,000円は、平成23年1月からケーブルテレビの利用開始に伴うケーブルテレビ施設貸付料であります。

款17寄附金、項01寄附金の目01指定寄附金420万円は、法人及び個人の方々から御寄附をいただきましたふるさとみたく応援寄附金であります。

款18繰入金、項01基金繰入金の目04無水道地区対策基金繰入金154万円は、御嵩町水道事業拡張認可申請書作成業務委託の精算に伴う減額であります。

13ページをお願いいたします。

款20諸収入、項05雑入の目05雑入1,603万円は、平成21年度後期高齢療養給付費精算額及びJ Aめぐみの御嵩新店に係る工事負担金等であります。

款21町債、項01町債の目06災害復旧債500万円は、林地災害復旧工事査定による工事費の増額に伴う現年補助災害復旧事業債の増額であります。

次に、14ページからは歳出ですが、先に人件費を説明いたしますので、23ページをお願いいたします。

今回の人件費補正は、給与費明細書のとおり、特別職につきましては選挙管理委員会の委員報酬17万5,000円の増額。24ページの一般職につきましては育児休業に係る減額や人事異動に伴う増減、災害等による時間外手当の増額等が主なものです。給料は372万7,000円の減額、職員手当は459万2,000円の増額、共済費は55万5,000円の減額、合計31万円の増額であります。

それでは、14ページをお願いいたします。

人件費以外の主なものを説明いたします。

款01議会費の項01議会費42万2,000円は、特定鉱害の陳情に係る旅費の増額及び研修用自動車借上料の精算に伴う減額であります。

款02総務費の項01総務管理費、目01一般管理費の節13委託料50万円は、クマクラ工業株式会社から町への提訴に伴う訴訟業務委託料であります。

目04財産管理費101万5,000円は、平成23年4月からケーブルテレビの利用を開始することに伴うケーブルテレビ施設保守業務委託料であります。

目11電算管理費は、ケーブルテレビ施設貸付料収入に伴う財源内訳の変更であります。

15ページをお願いいたします。

項02徴税費の目01税務総務費は、県税徴収費委託金の収入に伴う財源内訳の変更であります。

目02賦課徴収費、節12役務費84万7,000円は、e L T A X改修に伴う手数料であります。

節13委託料49万8,000円は、コンビニ収納支援システム開発委託料であります。

項04選挙費の目01選挙管理委員会費15万円は、臨時選挙管理委員会の増に伴う選挙管理委員報酬の増額であります。

目04県議会議員選挙費84万5,000円は、選挙費用の見込みによる増額であります。

16ページをお願いいたします。

款03民生費、項01社会福祉費、目05介護保険費の節28繰出金302万3,000円は、介護給付費の増加に伴う介護保険事業介護給付費繰出金及び平成24年度制度改正に伴う介護システム更新に伴う介護保険事業事務費繰出金であります。

項02児童福祉費、目01児童福祉総務費4,232万5,000円の減額は、児童手当及び子ども手当の対象者の見込み数の減及び制度改正に伴う精査による減額であります。

17ページをお願いいたします。

款04衛生費、項01保健衛生費の目02予防費248万7,000円は、新型インフルエンザワクチン接種助成に伴う予診票の作成に係る事業費及び予診票作成委託料並びに新型インフルエンザワクチン接種事業における低所得者等に対する助成金であります。

目03母子保健費9万円は、1歳6ヵ月児健康診査及び3歳児健康診査における精神発達精密検査及び発達遅滞児における発達検査を町において実施するための臨床心理士に対する報償金であります。

項03水道費の目01無水道地区対策費162万8,000円の減額は、御嵩町水道事業拡張認可申請書作成委託業務の精算に伴う減額等であります。

18ページをお願いいたします。

款06農林水産業費、項01農業費の目03農業振興費69万5,000円は、イノシシの捕獲頭数の増加に伴う有害鳥獣捕獲報償金及び有害鳥獣捕獲おりの借上料であります。

19ページをお願いいたします。

款08土木費の項02道路橋梁費の目02道路維持費160万円は、道路施設の修繕費の増額であります。

款09消防費、項01消防費の目04防災費の154万4,000円は、7・15豪雨災害で発生し、消防グラウンドに仮置きしてある根株等の処分費であります。

款10教育費、項01教育総務費、目02事務局費の節11需用費27万3,000円は、顔戸地区陥没に伴う被災者の古屋敷教員住宅入居に伴う教員住宅修繕料であります。

節13委託料55万5,000円は、小・中学校のパソコン用ウイルス対策ソフトの更新料であります。

節19負担金補助及び交付金70万円は、対象者の増加に伴う私立幼稚園奨励費補助金の増額であります。

目04教育センター費16万6,000円は、オアシス教室通級生の増加に伴うメンタルフレンドに対する謝礼であります。

20ページをお願いいたします。

項02小学校費の目01学校管理費116万8,000円は、伏見小学校の南舎の雨漏り補修、消火配管漏水修繕等の修繕料であります。

目02教育振興費60万円は、要保護、準要保護生徒の増加に伴う就学援助費であります。

項03中学校費の目02教育振興費40万円は、要保護、準要保護生徒の増加に伴う就学援助費であります。

項04生涯学習費の目02公民館費20万円は、中公民館屋根の補修のため需要費40万円を減額し、工事請負費を60万円とするものであります。

目03生涯学習事業費9万9,000円は、ゼロ歳児家庭教育学級参加者の増加に伴う子育てサポーターに対する謝金であります。

目06社会人権同和教育費19万1,000円の減額は、人権講演会講師委託料確定による補正であります。

21ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、項01農林水産業施設災害復旧費の目02林道災害復旧費1,250万円は、林道災害復旧工事国庫補助査定額の増加に伴う工事請負費の増額であります。

項03農地等災害復旧費の目01特定鉱害復旧費1,933万4,000円は、顔戸西之野地区及び比衣雨田地区の特定鉱害復旧工事を実施するための旅費と調査設計委託料及び動産移転仮住居費用補償費であります。

22ページの款14予備費の471万円は、財源調整による増額であります。

以上で補正予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 議長（鈴木元八君）

続きまして、議案第51号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第52号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、以上2件について朗読を省略し、説明を求めます。

山田保険長寿課長。

#### 保険長寿課長（山田 徹君）

それでは議案第51号、第52号について説明いたします。

まず初めに、議案第51号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から説明いたします。

議案つづりのオレンジ色の表紙の裏1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条、歳出予算の内部において追加及び減額し、歳出予算の総額21億4,933万2,000円は変更しないものです。

それでは、4ページをお願いいたします。

歳出のみですが、款01の総務費、賦課徴収費につきまして、今年度より施行されました非自発的失業者の国民健康保険税の軽減措置に対応する国保電算処理委託料としまして、61万8,000円の増額であります。

次に、款08の保健事業費は、疾病予防費としまして、国保被保険者の方が受診されるがん検診や人間ドックなどの健康診断の費用の一部を助成する補助金について、受診者数の増加見込み分を55万円増額するものです。

そして、款11の予備費につきましては、増額分の合計金額116万8,000円を減額し、歳出予算内で調整するものです。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第52号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、説明いたします。

議案つづりの水色の表紙の裏1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,012万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億2,778万1,000円とするものです。

それでは、4ページをお願いいたします。

歳入から説明いたします。増額補正をします1,012万円は、すべて款06の繰入金です。このうち項01一般会計からの繰入金は、歳出でも説明いたしますが、現年度の介護給付費の増額によります町の負担割合12.5%分の101万4,000円と事務費繰入金200万9,000円、合計で302万3,000円でありま

す。

また、項03基金繰入金は、介護給付費準備基金からの繰入金709万7,000円であります。

5ページをお願いいたします。

歳出を説明いたします。款01の総務費、項01総務管理費ですが、平成23年2月末に契約満了となります介護保険システムの機器更新及びアプリケーションソフトの導入手数料153万円と電算機器の借上料1ヵ月分6万円の増額補正であります。

同じく総務費の項03認定費は、介護認定に係る主治医意見書の作成手数料としまして5万円。ま

た、新規の認定調査に係る調査員報酬10万円と、負担金5万円の増額であります。

款02保険給付費につきましては、歳入でも説明いたしました、居宅介護や福祉用具の購入、住宅改修など介護サービス等負担金の増大のため761万1,000円の増額を見込んでおります。

6ページにまいります、高額介護サービス費の負担金につきましても、今後の歳出増加見込みのため50万円の増額補正をするものです。

また、款04の諸支出金の21万9,000円につきましては、平成21年度介護保険事業の精算により、支払基金交付金の地域支援事業分を還元するものでございます。

そして、款05の地域支援事業費につきましては、みたけ健康館における介護予防のための高齢者筋力トレーニングフォローアップ教室を増設させていただくためのスタッフ職員の賃金を24万円増額し、生活機能評価負担金を同額分減額しまして、予算の組み替えをお願いするものでございます。

以上で議案第51号、第52号についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

#### 議長（鈴木元八君）

続きまして、議案第53号 平成22年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について、議案第54号 平成22年度御嵩町水道事業会計補正予算（第3号）について、以上2件について朗読を省略し、説明を求めます。

伊左次上下水道課長。

#### 上下水道課長（伊左次一郎君）

では、私の方からは、議案第53号 平成22年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）についてを御説明いたします。

インデックス赤、補正予算の薄紫色の表紙の1ページをお願いいたします。

第1条に、下水道特別会計補正予算（第2号）を定める歳入歳出予算の補正として、それぞれに1,700万円を増額補正し、その総額を8億9,400万円とするものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

歳入補正から御説明いたします。目の01下水道事業受益者負担金は、主に農地等の猶予解除及び通常の分割納付者から一括納付に変更される納付者などにより223万円を増額補正するものでございます。

続いて使用料及び手数料では、下水道使用料の滞納繰越分の増収により110万円を、また下水道手数料では、受益者負担金に対する督促手数料を増額補正するものでございます。

次に国庫補助金では、目の02社会資本整備総合交付金の追加配当がございましたので、1,361万円の増額補正をするものです。

次に6ページの諸収入では、下水道事業受益者負担金の滞納金回収に係る延滞金を増額補正するものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

ここからは歳出です。初めに、下水道管理費の目の01下水道維持管理費では1,114万1,000円を増額補正するものでございます。これは、7月15日に発生した豪雨に伴う時間外対応により、当費目にて予定する職員2名の時間外手当に不足を生じることが予測されるため、次項の下水道施設からその不足額である14万1,000円を組み替え補正するもののほか、負担金補助及び交付金では年々増加する下水道汚水の処理費として1,700万円を増額補正し、木曾川右岸流域下水道への維持管理負担金の支払いに備えるものでございます。

また、公課費では、平成21年度決算に伴い、当年度分の支払い消費税額がほぼ確定できましたことにより、600万円を減額補正するものでございます。

次に、下水道施設費です。目の01下水道建設費では15万9,000円を増額補正するもので、職員手当等については、先ほど御説明させていただいたとおりでございます。

また、報償費では歳入により御説明させていただいた受益者負担金の猶予解除等により、新たに納付をお願いさせていただいた納付者への一括納付に係る報償金を増額補正するものでございます。

次に、委託料及び工事請負費の増減は、社会資本整備総合交付金の追加配当により、工事請負費を2,100万円の増額補正とし、この交付金に係る起債の増額を抑制するため、当初予定しました委託料中、翌年度及び翌々年度の2カ年分を翌年度分のみとし、1,530万円の減額補正とするものでございます。

また、補償、補てん及び賠償金では、下水道工事に伴う上水道移転費用の一部が不要となりましたので、これを590万円の減額補正とするものです。

最後に予備費の補正は、当年度の流域下水道維持管理費の不足額、または次年度以降の不明水対策事業費等に備え、570万円を増額補正するものでございます。

以上で下水道特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、水道事業会計補正予算（第3号）を御説明いたします。

薄緑色の表紙の1ページをお願いいたします。

議案第54号 平成22年度御嵩町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

第1条は、水道事業会計補正予算（第3号）を定める総則でございます。

第2条は、第3条予算収益的収支の支出の予定額を補正するものです。第1款水道事業費の総額の4億7,600万円をそのままに、第1項営業費用を15万5,000円を増額補正のため、第4項の予備費を同額の減額補正とするものでございます。



次に、2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出です。第3条は、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,255万1,000円」を「1億4,490万9,000円」に改めるものです。この内訳は、「過年度損益勘定留保資金7,283万4,000円」を「6,723万4,000円」に、「利益剰余金処分量3,971万7,000円」を「7,767万5,000円」に改めるものです。この資本的収入及び支出の予定額の補正は、収入では第2項の負担金を820万円減額し、資本的収入の総額を4,300万3,000円、また支出では第1項の建設改良費を1,380万円減額とし、第2項の償還金を3,795万8,000円増額し、資本的支出の総額を1億8,791万2,000円とするものです。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるもので、予算書第7条に定めた経費の職員給与費を5万5,000円の増額補正とするものです。これは水道経営審議会の委員改選に伴う報酬を増額補正するものでございます。

次の3ページの第5条は、予算第9条本文中の利益剰余金の処分として、減債積立金の処分量を3,795万8,000円増額補正するものです。

次の4ページ、5ページは実施計画書、6ページは資金計画書になります。

後ほどお目通しをお願いいたしまして、8ページ、9ページの予定損益計算書の9ページの方をお願いいたします。

下から3行目になります。今回の補正により、今のところ当年度の損益は89万8,000円の純損失を見込んでおります。これに前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は3,547万1,179円を予定するものでございます。

次に、10ページから12ページは予定貸借対照表となります。

後ほどお目通しをお願いし、13ページをお願いいたします。

実施計画明細書です。収益的支出の目の2配水及び給水費の補正は、この7月15日の豪雨により赤坂浄水場を休止しておりましたが、この復旧作業もほぼ終了し、再開に当たり岐阜県との協議をしまいりました。その結果、水の安全を確保するため、水道法に定められる全項目50項目検査の実施を指示されましたので、この検査手数料を増額補正するものです。

また、目の4総係費では、水道事業経営審議会委員の任期満了に伴い、委員改選後の経営審議会開催に伴う委員15名の報酬を増額補正するものです。

なお、目の1予備費の減額補正は、ただいま御説明させていただきました補正額を補う減額補正でございます。

次に、14ページをお願いいたします。

資本的収入の補正です。目の1負担金です。こちらは主に下水道事業に伴う上水道移転補償費と

なりますが、当年度予定する下水道整備区域の一部縮小に伴い、上水道管路の移転が不要となった工事負担金820万円を減額補正するものです。

次に資本的支出です。目の2建設改良事業費の減額補正は、主にただいま御説明させていただきました下水道事業に伴う上水道移転工事費分の工事請負費を1,380万円を減額補正するものです。

続きまして、目の1企業債償還金の増額補正3,795万8,000円は、地方財政法附則第33条の9旧資金運用部資金等の繰り上げ償還に係る措置の規定による繰り上げ償還をするものです。これは、政府が定める期間平成22年度から24年度の間、平成4年5月31日までに借り入れた旧資金運用部資金、または平成5年8月31日までに借り入れた旧公営企業金融公庫資金について、国がその繰り上げ償還に応じていただけるもので、繰り上げ償還に係る補償金及び以降の利子を免除していただくものです。現在この申請をしており、許可がおり次第、国の指示により繰り上げ償還をするものです。水道事業債での該当は、当年度分については平成2年度に利率6.6%で借り入れた1件が該当し、利子の免除額が1,449万5,000円ほどとなります。

以上で水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 議長（鈴木元八君）

続きまして、次に条例関係に入ります。

議案第55号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第56号 御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第57号 御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件について、朗読を省略し、説明を求めます。

鍵谷企画課長。

#### 企画課長（鍵谷昌孝君）

それでは、議案第55号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、御説明させていただきます。

議案つづりは、4ページから13ページ。関係する資料つづりは、2ページから17ページであります。

今回の条例改正の概要を、資料つづりで御説明いたします。国内の長引く景気低迷の影響で、民間企業の月給と年間ボーナスの支給基準が国家公務員を下回ったため、今年度も人事院が昨年と同様、一般職の国家公務員について給与等の減額回答を行い、政府は11月1日に人事院勧告の完全実施を閣議決定いたしました。こうした経緯を踏まえ、当町としても、地方公務員法第14条の情勢適応の原則にのっとり、勧告どおり条例の改正を行うものであります。

具体的な内容について、資料つづり 2 ページの概要のところでお説明いたします。

まず、概要の 1 給料表の改定ですが、給料表の官民格差を是正するため、給料月額を若年層を除き平均 0.18% 引き下げ、特に今年度については、55 歳以上でかつ 6 級の職員については、重点的にその引き下げ率に上乗せして、一律 1.5% の減額措置を実施いたします。また、今年度の 4 月から 11 月までの差額につきましては、12 月の期末手当で調整を行います。

次に、民間のボーナスに当たる期末・勤勉手当の支給率についても、期末手当が 0.15 ヶ月分の減、勤勉手当が 0.05 ヶ月分の減で、年間で 0.2 ヶ月分の減となります。平成 22 年度に限っては、6 月期が既に支給されておりますので、12 月期で調整するための改正規定について第 1 条で行い、第 2 条において本来の人事院勧告支給率に 23 年度から改める改正規定を行うものであります。したがって、来年以降、一般職の 6 月期の期末手当支給率は 1.225 月、12 月期が 1.375 月の年間 2.6 月となります。勤勉手当は 6 月期、12 月期とも 0.675 月、年間で 1.375 月で、期末・勤勉手当の年間合計は 3.95 月となります。6 級の特定幹部職員の来年以降の期末勤勉手当でありますけれども、6 月期が支給率 1.025 月、12 月期が 1.175 月の年間 2.2 月分となります。勤勉手当は 6 月期、12 月期とも 0.875 月の年間で 1.75 月で、期末・勤勉手当の年間合計は 3.95 月となります。

また、3 条による改正規定は、昨年的人事院勧告により、減給補償による給料の減額の規定で、減額率が 100 分の 99.76 であったものを、今回の人事院勧告の中で 100 分の 99.59 に減額率を引き上げるための規定を定めております。

なお、この条例の施行日は、第 1 条と第 3 条の規定について、この 12 月期の期末・勤勉手当に改正内容を反映させるため、平成 22 年 12 月 1 日からとし、平成 23 年度以降の期末・勤勉手当の支給率に係る第 2 条の規定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で、議案第 55 号についての説明を終わります。

続きまして、議案第 56 号 御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 57 号 御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の 2 議案について、御説明をいたします。

議案つづりは 14 ページ、15 ページ、関連する資料つづりは 18 ページから 21 ページをお願いいたします。

具体的な内容について、資料つづり 18 ページの概要でお説明いたします。

常勤の特別職職員、議会議員においても、国内の長引く景気低迷の影響に伴い、一般職の職員と同様に期末手当の支給率について引き下げをするものであります。減額する支給率について、資料 18 ページの表にありますように、年間で 0.2 ヶ月分の減であります。また、22 年度に限っては、6 月期が既に支給されておりますので、12 月期で調整するための改正規定について第 1 条で行い、第

2条において本来の支給率に平成23年度から改める改正規定を行うものであります。したがって、来年以降6月期の期末手当支給率は1.9月、12月期が2.05月の年間3.95月となります。なお、この条例の施行日は、第1条の規定について、この12月期の期末手当に改正内容を反映させるため平成22年12月1日からとし、平成23年度以降の期末手当の支給率に係る第2条の規定は、平成23年4月1日から施行するものであります。

また、関連して教育長の期末手当につきましては、教育長の給与、その他勤務条件に関する条例第2条において、「常勤の特別職職員の例による」と規定があり、同様の減額措置となります。

以上で、議案第55号から57号までの説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

#### 議長（鈴木元八君）

続きまして、議案第58号 指定管理者の指定について、朗読を省略し、説明を求めます。

山田保険長寿課長。

#### 保険長寿課長（山田 徹君）

議案つづりの16ページをお願いいたします。

議案第58号 指定管理者の指定について、御説明をいたします。

指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。記としまして、一つ目に指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称でございますが、御嵩町高齢者いきがい活動支援センターふしみ、通称あっと訪夢であります。二つ目に指定管理者となります団体の名称ですが、岐阜県可児郡御嵩町伏見800番地2、訪夢藤の会会長 安藤陽之助であります。三つ目としまして指定管理機関ですが、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間であり、指定管理者として指定していますボランティア団体訪夢藤の会は、平成20年4月1日から指定管理者として当該施設の管理運営を実施しております。指定期間が平成23年3月31日をもって満了するため、指定管理者の指定について議会の議決をお願いするものであります。

現在までのボランティア団体訪夢藤の会の管理運営実績をもとに検討しました結果、高齢者福祉事業について十分な知識があり、御嵩町が求める良質かつ適切なサービスの確保及び質の高い福祉サービスを継続的、安定的に供給することができ、信頼性と意欲を備え、さらにあっと訪夢を利用される地域の高齢者の方々からも期待されているボランティア団体であることから、引き続き訪夢藤の会を指定管理者として指定をお願いするものであります。

団体の概要や施設の運営状況、選考の経緯につきましては、さきの議員全員協議会で御説明申し上げていますので省略させていただきますが、定例会資料つづりの22ページから26ページに、御嵩

町高齢者いきがい活動支援センターふしみの指定管理者選定（継続）に係る報告書がありますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、議案第58号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 議長（鈴木元八君）

続きまして、議案第59号 町道の路線廃止について、議案第60号 町道の路線変更について、議案第61号 町道の路線認定について、以上3件について朗読を省略し、説明を求めます。

吉田建設課長。

#### 建設課長（吉田隆博君）

それでは、議案第59号 町道の路線廃止について、議案第60号 町道の路線変更について、議案第61号 町道の路線認定について、御説明申し上げます。

本上程は、10月30日に暫定2車線で全線供用されました国道21号可児御嵩バイパス整備に伴う町道路線の廃止、変更、認定でありまして、路線の廃止が1路線、路線の変更が22路線、路線の認定が13路線であります。よろしくお願いいたします。

議案つづりの17ページをごらんください。

議案第59号 町道の路線廃止について。道路法第10条第1項の規定により、次のとおり町道の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。整理番号1、路線番号033267、路線名、中267号線、起点、古屋敷字前山512番1地先、終点、中宇尼ヶ池279番1地先であります。

資料つづりの27ページの位置図をごらんください。

場所は、古屋敷地内でありまして、中ほどをバイパスが横切っており、右上が主要地方道多治見白川線であります。廃止の理由は、右上の黒丸の起点から左下の矢印の終点までの647.9メートルがバイパスに管理移管されることによる廃止であります。

議案つづりの18ページをごらんください。

議案第60号 町道の路線変更について。道路法第10条第2項の規定により、次のとおり町道の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。路線変更につきましては、18ページから20ページまで記載しています。22路線であります。変更の理由ごとに、代表的な路線のみ説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

初めに、バイパスで寸断され、起点を変更する代表的な路線を説明します。

20ページをお開きください。

一番下の整理番号22の中253号線、旧県道多治見白川線の変更を説明いたします。整理番号22、路線番号033253、路線名、中253号線、変更前起点、中宇中川原442番2地先、終点、古屋敷字東洞

3番1の2地先。変更後起点、中宇尼ヶ池277番1地先、終点、古屋敷字東洞3番1の2地先。

資料つづりの72ページの変更前の位置図をごらんください。

位置図を横に見ていただきまして、右の中ほどにあります黒丸の起点、中宇中川原442番2地先から、左下の矢印の終点、古屋敷字東洞3番1の2地先までの1,567メートルがバイパスで寸断されました。バイパスは、やや右にありますところから斜めに下に入っておりますバイパスです。

71ページの変更後の位置図をごらんください。

寸断されたことによりまして、当路線の起点を位置図の右上のバイパス南側の黒丸地点、中宇尼ヶ池277番1地先に変更しまして、矢印の終点、古屋敷字東洞3番1の2地先までの1,216.1メートルに変更するものです。

議案つづりの18ページをごらんください。

次にバイパスのアンダーパス、地下道によりまして、路線の変更があります代表的な路線を説明いたします。整理番号が6の御嵩87号線の変更を説明いたします。整理番号6、路線番号023087、路線名、御嵩87号線、変更前起点、御嵩字長谷1894番2地先、終点、御嵩字長谷1874番3地先。変更後起点、御嵩字長谷1894番2地先、終点、御嵩字長谷1933番5地先。

資料つづりの40ページの変更前の位置図をごらんください。

場所につきましては、長岡地内であります。上の横に走っているのが国道21号線、縦に走っているのが町道千ノ井真多羅線です。中ほどに太いところがバイパスであります。従来の御嵩87号線は、中ほどにあります黒丸地点から矢印の地点までの87.9メートルでありまして、39ページ、前のページですが、変更後の位置図をごらんいただきたいと思います。バイパスにアンダーパス、地下道を通したことによりまして、黒丸の起点から矢印の終点までの284.8メートルに変更するものであります。

続きまして、議案つづりの21ページをお願いいたします。

議案第61号 町道の路線認定について。道路法第8条第1項の規定により、次のとおり町道の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。路線認定は、21ページ、22ページに掲載しております13路線であります。いずれもバイパスで寸断されたことによりまして、バイパスを挟んで従来の1路線を2路線にすることに伴う路線認定であります。代表的な1路線を説明しますので、よろしく申し上げます。

議案つづりの22ページの整理番号11の中275号線、旧県道多治見白川線の認定を説明いたします。整理番号11、路線番号033275、路線名、中275号線、起点、中宇尼ヶ池263番4地先、終点、中宇下川原306番1地先。

資料つづりの83ページの位置図をごらんいただきたいと思います。

路線の変更で中253号線、旧県道多治見白川線をバイパス南側から可児市境までに変更する説明を先ほどさせていただきました。認定では、バイパス北側から、先ほどはバイパスの南側から可児市境までの変更でしたが、バイパスの北側から新たに中村大橋手前までの区間を認定するものであります。

今回の町道路線の廃止、変更、認定の対象路線の変更前の延長は1万4,312.5メートル、変更後の延長は1万2,236.9メートルということで、2,075.6メートルの延長の減となります。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**議長（鈴木元八君）**

ありがとうございました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。10分間の休憩ですので、よろしくお願いをいたします。10時40分再開ということにいたします。

午前10時28分 休憩

---

午前10時41分 再開

**議長（鈴木元八君）**

休憩を解いて再開をいたします。

議長の方から、お願いを申し上げておきます。

審議の中には、討論等があるわけですが、討論は反対討論を先に、そして賛成討論を後にという順序でございますので、議員諸氏、お間違えないようお願いをいたします。

---

### 議案の審議及び採決

**議長（鈴木元八君）**

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第49号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号 御嵩町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第49号は原案のとおり同意されました。

---

#### 議長（鈴木元八君）

続きますして、議案第55号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第55号 御嵩町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（鈴木元八君）

続きますして、議案第56号 御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の



制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第56号 御嵩町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（鈴木元八君）

続きます。議案第57号 御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第57号 御嵩町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を

改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

---

#### 散会の宣告

議長（鈴木元八君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は12月8日午前9時より開会しますので、よろしく願いをいたします。

これにて散会します。御苦勞さんでございました。

午前10時48分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

